

2019年10月18日改正

一般社団法人 日本照明工業会

技術資料 141 : 2018

埋込み形照明器具温度試験細則

Recessed luminaires

—Temperature measurement methods and procedure for approval test—

改正追補

JIS C 8105-1(照明器具—第1部:安全性要求事項通則)の12.5(温度試験(異常動作))の12.5.1(試験方法)のb)の5)の内容に合わせて、LED光源照明器具の温度試験(異常動作)時の試験電圧を見直し、本改正追補を発行する。

本体21ページの5を、次に置き換える。

## 5 温度試験 (異常動作)

JIS C 8105-1の12.5(温度試験(異常動作))の12.5.1(試験方法)、12.6(温度試験(ランプ制御装置が故障を起こした状態))及び12.7(熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験)の規定によるほか、次による。

LED光源器具の異常温度試験方法は、LED光源及び制御装置の素子の破壊モードでの短絡・開放状態において最も厳しい条件で定格電圧の0.9～1.1倍の間で不安全にならないことを確認する。

また、本体18ページの表10を、別紙に置き換える。

この改正追補は、2019年10月18日より適用する。

以上

一般社団法人 日本照明工業会 技術資料 141

「埋込み形照明器具温度試験細則」

制定：2018年9月6日

改正追補：2019年10月18日

承認機関：埋込み形照明器具自主評定委員会

(委員長 荒木 慶和)

立案機関：埋込み形照明器具基準作成小委員会

(主査 奥代 茂樹)

発行日 2019年10月18日

発行 一般社団法人 日本照明工業会

東京都台東区台東4-11-4

(三井住友銀行御徒町ビル8F)

電話 (03) 6803-0501

禁 無断複写、転載

表 10—電子部品の測定部位

タイプ	測定部品	測定箇所	温度限度値（判定値）	添付書類
電子回路基板 電子安定器 電子変圧器 LED制御装置 <sup>c)</sup>	安定器 電子安定器 制御装置巻線	巻線表面 	熱電対温度計法 A種：90℃ E種：105℃ <u>B種：115℃</u> F種：140℃ H種：160℃	なし
	変圧器巻線			なし
	整流体 (交流側電源回路 に使用するもの に限る。)	樹脂本体 	135℃	なし
	電解コンデンサ	天面 	算出式： $L=L_0 \times 2^{(T-T_0)/10}$ より算出 L：設計寿命（時間） L <sub>0</sub> ：仕様書記載の最高使用温度での 寿命（時間） T：仕様書記載の最高使用温度（℃） <sup>b)</sup> T <sub>0</sub> ：（温度限度値） ：周囲温度＋自己温度上昇（℃）  $T_0=T-10 \times \{\log(L/L_0)/\log 2\}$ 例 L=40,000（時間）， L <sub>0</sub> =10,000（時間），T=105（℃） のとき， $T_0=105-10 \times \{\log(40000/10000)/\log 2\}$ =85（℃）	仕様書 <sup>a)</sup>
フィルムコンデンサ	側面 	仕様書記載の最高使用温度（℃） <sup>b)</sup>	仕様書 <sup>a)</sup>	
回路内蔵ランプ	ランプ製造業者が 指定した測定点 ①～③ <sup>d)</sup>		ランプ仕様書記載の最高使用温度（℃）	仕様書 <sup>a)</sup>

注<sup>a)</sup> 添付必要書類は温度限度値が適切か判断できる場合はカタログでも可とする。  
注<sup>b)</sup> 部品メーカーが別途温度限度値を提示したものでも可とする。  
注<sup>c)</sup> 安定器、制御装置などの製造業者が指定した代表測定点（ケース外郭表面など）でも可とする。  
この場合、この表の測定部品の温度が、温度限度値を超えないことを示す書類を添付すること。  
注<sup>d)</sup> ランプ製造業者が、1点又は2点の測定点を指定した場合は、その測定点でも可とする。